

令和7年度北の近江女性活躍加速化事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和7年度北の近江女性活躍加速化事業業務委託

2. 業務の目的等

(背景)

- ・令和4年就業構造基本調査によると、滋賀県は、全国で1番目に女性の非正規職員の割合が高くなっている。
- ・「なんとなく扶養の範囲内で働く」という選択をし、パート・アルバイトという雇用形態を選択している女性も多く、企業においても、女性の継続就労のための取組が遅れていることが考えられる。
- ・特に県北部地域（長浜市、米原市、高島市）は人口減少や高齢化が著しい地域であり、今後、働き手を確保するためにも、女性の継続就労や、非正規雇用から正規雇用へのステップアップなどの活躍が求められている。

(目的)

- ・県北部地域の企業で働く人事担当者や職員のために、女性の働き方のステップアップ（扶養の範囲内で働く働き方から収入の壁を越えて働く働き方を目指す、非正規雇用から正規雇用を目指す等）や、働きやすい職場づくりについて考える講座等を実施し、女性のさらなる活躍推進を支援するとともに、県北部地域の労働力の確保につなげる。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

4. 委託業務の対象

県北部地域（長浜市、米原市、高島市）の企業等で働く人事担当者や職員

5. 委託業務の内容

(1) 税・社会保障制度についての理解を深めるための講座

- ・実施場所 県北部地域（長浜市、米原市、高島市）
- ・実施形式 対面またはオンライン
- ・実施回数 1回
- ・実施時間 2時間程度
- ・定員 10社程度
- ・内容
 - 女性の働き方のステップアップ等、企業における女性の活躍推進のために、企業として必要な基礎知識となる税や社会保障制度について学ぶ。

(2) 働きやすい職場づくりについて考える講座

- ・実施場所 県北部地域（長浜市、米原市、高島市）
- ・実施形式 対面、グループワークを含む
- ・実施回数 1回
- ・実施時間 3時間程度
- ・定員 10社程度
- ・内容
 - 働きやすい職場づくりや、家事・育児・介護の分担等のために、企業ができることや職場で解決できることはないか、従業員の意識を変える方法はないか等、参加者同士で意見交換し、講師からのアドバイスをもらう。

※上記（１）（２）は目安であり、これを上回る提案も可。

（３）広報

- ・本業務の受講者の募集のため、県北部地域において、効果的な広報を行う。
- ・広報のための費用は受託者が負担する。

（４）講座開催結果のまとめ

- ・講座で意見交換された内容やアドバイスについて、県ホームページなどで周知啓発に用いるため、A4サイズ2ページ程度にまとめ、データ納品する。
- ・データの形式は、イラストレーター形式データと、PDFデータ（アウトライン化したもの）とする。

6. 実施体制

- （１）講師の派遣は受託者が行う。
- （２）受講希望者の申込受付、参加者への連絡、講座実施当日の運営、資料作成、印刷その他講座開催にかかる業務は受託者が行う。
- （３）講座開催場所の会場借上料は、受託者の負担とする。

7. 委託業務の結果報告

- （１）委託業務終了後、実施した事業の内容を示した報告書を作成し、提出すること。

8. 特記事項

- （１）本委託業務の実施に当たり、責任者を置くとともに、実施体制および実施スケジュールを県に書面で報告すること。
- （２）本業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。
- （３）本業務を通じて得た個人情報、受託者において適正に保有、管理するとともに、本業務の遂行に必要な限度においてのみ利用すること。
- （４）その他、仕様にない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。